平成２７年（フ）第２３６号
長野県安曇野市堀金烏川3893番地５　リーブル安曇野301号
債務者　石井昭司こと　イシイ　アレシャンドレ　ショウジ（ＩＳＨＩＩ　ＡＬＥＸＡＮＤＲＥ　ＳＨＯＪＩ）
１　決定年月日時　平成27年12月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第３０９号
静岡県御殿場市川島田434番地の12
債務者　高根　知恵
１　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第３４０号
静岡県沼津市南本郷町３番10号　南本郷ガーデンハイツ202号
債務者　山崎　愛子
１　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１７１４号
名古屋市千種区穂波町３丁目51番地　ハイツ穂波402号、従前の住所名古屋市北区平安２丁目25番72号　ユタカマンション108号
債務者　十文字　稔
１　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６１０号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目４番３－1103号
債務者　平岡　敬之
１　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６４１号
兵庫県尼崎市南塚口町１丁目23番13号　アンフィニー塚口103号、前住所兵庫県尼崎市東園田町６丁目121番地の９　ロイヤルレジデンス204
債務者　多田　　伸
１　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第７３号
鳥取県鳥取市用瀬町別府72番地２
債務者　田中　誠治
１　決定年月日時　平成27年12月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８７号
鳥取県八頭郡智頭町大字波多225番地
債務者　大原　博幸
１　決定年月日時　平成27年12月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２４号
山口県下関市幡生宮の下町20番３－301号
寿美コーポＡ
債務者　阪井　哲治
１　決定年月日時　平成27年12月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第７１号
福岡県田川郡福智町伊方4476番地８　町営湧渕団地Ｅ棟102号、前住所福岡県田川郡福智町伊方4431番地
債務者　柴田ひろみ
１　決定年月日時　平成27年12月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第１１号
北海道檜山郡江差町字南が丘７番地270　大輪荘　１の２
債務者　小松真由美
１　決定年月日時　平成27年12月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２７年（フ）第２８６号
金沢市矢木３丁目218番地　県営住宅１棟20号、従前の住所金沢市近岡町20番地３
債務者　黒川　君子
１　決定年月日時　平成27年12月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２６３号
埼玉県川口市北園町28番19号
債務者　高橋　栄子
１　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２７２号
さいたま市中央区新中里１丁目７番22―107号、旧住所さいたま市中央区下落合３丁目13番25号
債務者　近藤　啓子
１　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２９５号
さいたま市大宮区浅間町２丁目98番地　レオパレス大宮第２－201
債務者　清水　美穂
１　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３２６号
さいたま市緑区東浦和３丁目13番地13　メゾン大牧101号室、旧住所さいたま市緑区東浦和２丁目23番地９
債務者　石崎美佐江
１　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係